

# 桐生市議会情報番組「K J」第 10 回放送

平成 26 年 7 月 7 日（月）放送

〈桐生市議会 P R コーナー〉

**相沢議長** 次は、第 2 部、桐生市議会の P R のコーナーです。前回に続いて、議会基本条例について、お送り致します。なお、この議会基本条例の本文をご覧になりたい方は、桐生市のホームページをご覧下さい。

**周東副議長** 今回は、前回に引き続き、第 7 章「議会の活性化」について、説明致します。この章は、第 22 条から 27 条までの 6 つの条文からなっていますが、今日は、7 章の後半の第 25 条 政策立案機能の充実、第 26 条 委員会の充実、第 27 条 会派制の、3 つの条文を説明します。

**相沢議長** それでは、条文の説明に入りたいと思います。それではまず伏木議員に、第 7 章の第 25 条を朗読して頂き、続いて、この条文の解説ですが、6 月 19 日に公開された最終の逐条解説に示した、この部分の解説を、荒木議員に紹介して頂きます。

**伏木議長** それでは、第 25 条を朗読します。

第 25 条（政策立案機能の充実） 議会は、市民福祉の向上のため、政策立案機能を充実します。

第 2 項 議会は、自主的な研修会の開催及び各種研修会への参加を積極的に行います。

第 3 項 議会は、委員会視察の成果を市長に提言します。

以上です。

**荒木議員** それでは、解説を紹介致します。

本条では、市民の多様な意見を把握して、政策立案機能を充実させることについて述べています。

第 1 項 議会は、市民意見を政策として具現化するために、議員立法による条例制定の取り組みなど、政策立案機能を充実し、市民福祉の向上に努めることを定めています。

第 2 項 議会は、自主的な研修会の開催及び各種研修会への参加を積極的に行い、常に、議員の自己研鑽に努めることを定めています。

第 3 項 議会は、委員会としての専門性を確保し、議案審査や政策提言に資することを目的に、委員会視察を実施しています。視察実施後は、議案審査等の参考とするとともに、市長に対して、その結果と成果を提言することについて定めています。

以上です。

**周東副議長** ありがとうございます。紹介して頂きました、政策立案機能の充実を示した第 25 条は、市民意見を政策に具体化し、市民福祉の向上を目指してゆくとともに、各議員の資質の向上、委員会として専門性をさらに高めつつ、議案審査や政策提言を行ってゆくなど、市議会議員としての活動や委員会活動の在り方を明確にしました。

**相沢議長** はい、そこで議会としては、早速、平成 25 年度の各委員会の視察報告書を、亀山市長にお届け致しました。現在、市長部局で確認をして頂いております。但し、提出させて頂いた資料が、委員会ごとに書式や、まとめ方が異なっていたことから、平成 26 年度は統一した書式にし、視察先の事業実施状況や、市長に対する提言等が明確になるようにしました。また、現在、視察報告の内容は情報公開していますが、今後は積極的に、市民の皆様に公開できるように検討しております。

**周東副議長** それでは、次に第 26 条 委員会の充実 に入りたいと思います。今度は、条文を荒木議員に朗読をお願いし、解説を伏木議員にお願いします。

**荒木議員** それでは、第 26 条を朗読致します。

第 26 条（委員会の充実） 議会は、委員会の充実を図るため、次に掲げる事項を実施します。

(1) 議会は、委員会の所管事務調査を積極的に行います。

(2) 議会は、委員間討議を常任委員会での集中審議の中で行います。

(3) 議会は、地域住民に関わりが深く、かつ、関心の高い事案については、必要に応じて当該地域において委員会の会議を開催します。

以上です。

**伏木議員** それでは、解説を紹介します。

本条では、議会は、委員会が分かりやすい審査を行うよう努め、次に掲げる事項を実施し、積極的に調査研究を行うことを述べています。

(1) 委員会は、市長等から提出された議案等の審査に限らず、各委員会の所管事務について、積極的に調査研究を行うこととしています。

(2) 委員間討議とは、委員会の会議において、議案等の採決前に委員同士で自由な討議を行い、議論を深めていくことです。ここでは、委員会の議案ごとに、集中審議の中で行うことを定めています。

(3) 議会は、委員会審査中、地域住民に関わりが深く、関心の高い議案等について、必要に応じて当該地域で会議を行い、審査内容が市民にわかりやすいものとなるよう、努めることを定めています。

以上です。

**相沢議長** はい、ありがとうございます。この第26条は、委員会の充実を3項目に分けて示しました。委員会については、25条でも政策機能の充実という角度で示しましたが、この26条では、委員会そのものの多面的機能を明らかにし、より市民に分かりやすく、また、地域住民の課題については、市民ニーズをよりの確に把握し、対処してゆくことを明確に致しました。

**周東副議長** それでは、第7章の最後の第27条 会派制に移りたいと思います。今度は、伏木議員に条例の朗読をお願いし、荒木議員には、解説の紹介をお願いします。

**伏木議員** はい、それでは第27条を朗読します。

第27条 (会派制) 議員は、議会活動の円滑化及び効率化を図るため、理念及び政策を共有する者で構成される会派を結成することができます。

第2項 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間での調整を行い、合意形成に努めます。

第3項 会派は、2名以上の議員をもって構成します。

第4項 議長は、必要があると認めるときには、会派の代表者の会議を開催します。

第5項 議会は、会派の代表者の会議に関し、必要な事項は別に定めます。

以上です。

**荒木議員** それでは、解説を紹介します。

本条では、会派の役割や位置付けについて述べています。

第1項 議会は、議員がより充実した議会活動ができるよう「会派」を結成することができることを定めています。「会派」とは、一般的に、議会において共通する政策、意見、考え方を持つ議員の集まりです。

第2項 理念・政策を共有する集団として構成された会派同士の議論が、円滑な議会運営に資する面を有しており、政策立案、政策提言に関して、必要に応じ、会派間の調整に努めることを定めています。なお、これまでも桐生市議会では会派制度を採っていました。

第3項 会派は2名以上の議員で結成することと定めています。

第4項 会派は、議会の意思決定を行う上で、必要に応じて会派の代表者により、会派間の調整に努め、円滑かつ効果的な議会運営の実施を図るよう定めています。

第5項 会派の代表者の会議については、別に規程で定めています。

以上です。

**相沢議長** この第27条の会派制ですが、会派制の目的や意義、議会での具体的な役割などを条文に決めました。ところで、桐生市議会の会派は、創志会、桐新会、公明クラブ、フォーラム桐生、桐両クラブ、合計5つあり、16名が所属しています。会派に所属しない議員は、5名います。現状では、無会派の割合は多いと思います。そのなかで、何とか円滑な議会運営に、ご協力を頂いています。この条例の趣旨は、今後ご理解を求めてまいりたいと思っています。

**周東副議長** それでは、予定しました第7章の後半、25条から27条までの説明が終了致しましたので、以上で、第2部桐生市議会のPRのコーナーを終了致します。

〈一般質問：荒木恵司〉

**周東副議長** それでは、一般質問のコーナー前半を、荒木議員、お願い致します。

**荒木議員** 私が皆様に紹介したい一般質問は、平成21年第4回定例会12月議会で行いました「地域福祉計画について」です。

**周東副議長** このテーマを取り上げた、背景や考えを教えてください。

**荒木議員** はい。少子高齢化や核家族化の進行、産業構造の変化やライフスタイルの多様化により、家族内の扶養機能や地域での相互扶助機能の低下がもたらされており、いじめやストレスによる自殺、ドメスティック・バイオレンス、虐待など、新たな問題も多く発生しております。このような状況の中、従来の行政からの一方的なサービスの提供や措置の福祉施策のあり方も、必然的に大きく変えていかなければならない状況にあると考えていました。そこで、新たに策定される桐生市地域福祉計画を、公的な福祉制度で対応しきれない、様々な地域の生活課題について、そこに住む住民や行政が協働しながら、安心して暮らせる地域づくりを推進するための指針にすべきと考え、このテーマを選びました。

**周東副議長** それではまず、どのような質問を展開したのか、教えてください。

**荒木議員** はい。この桐生市地域福祉計画は、社会福祉法に定められた計画であり、その作成に当たっては、広く地域住民の参加を前提としているのが特徴です。そこで、地域の声の意見集約として、市内15箇所で、地域懇談会が実施され、大変活発な議論がされたと聞いているが、市民から、どのような声があり、どう反映していくのか、質問いたしました。

**周東副議長** 当局からの答弁は、いかがでしたか。

**荒木議員** はい。保健福祉部長からは、地区懇談会の集計結果として、延べ2,246件の意見をいただき、主な課題として、交流の場の拡充や地域行事への少ない参加者、また地域でのお互いの見守りや、支え合いの必要性などが挙げられた。それらの反映については、一人一人の支え合いという観点から、災害時の支援体制づくり、地域ぐるみの見守り活動、高齢者の足の確保や、生きがいづくりの推進などの提案を盛り込み、ともに支え、助け合う意識が醸成できるような仕組みを考えていきたい。という答弁がありました。

**周東副議長** わかりました。それでは次に、どのような質問を展開したのか、教えてください。

**荒木議員** はい。この答弁を受けて、高齢者の足の確保に焦点を絞り、ボランティア輸送特区の申請を提案しました。

**周東副議長** ボランティア輸送特区とは、どういうものなのか、詳しく教えていただけますか。

**荒木議員** はい。これは、ある行政区に市からワゴン車などを提供して、ボランティアや区で運転手の確保や手配、予約、受付などの運営を任せ、送迎または区内の移動を、ボランティア輸送として行うものであります。ただこれは、一人暮らしのお年寄りや子供などの健常者の移送に対しては、タクシーなどの民業圧迫から、道路運送法の規定による縛りがあるため、特区としての申請が必要とされてきます。その申請が、ボランティア輸送特区であります。

**周東副議長** なるほど。では、そのことを踏まえて、どのような質問を展開したのか、教えてください。

**荒木議員** はい。これを地域福祉計画に取り入れることにより、網の目のように道路輸送が整備され、おりひめバスの有効活用や運行体制の見直し、さらには、効率化による経費の削減にも繋がると考えます。そして何より、移動制約者が利用できる移動手段として、公共交通、民間、そして区域限定のボランティア輸送サービスも加わり、各主体が役割を果たす相互補完型、また地域住民のニーズがより反映される、地域密着型の交通体系の実現が図れると考えます。さらに、地域社会本来の目的でもある、交通手段に制約のあった高齢者が、集会やまちに出る事により、社

会参加や消費行動が促進され、新たな生きがいや、やりがいの発見、ひきこもり抑制にも繋がると考え、提案しました。

**周東副議長** この提案に対する当局の答弁は、いかがでしたか。

**荒木議員** はい。保健福祉部長からは、特区としての規制の特例措置が可能か、さらには、地域福祉計画での位置づけや事業としての整合性、また市内の公共交通体系との調整も合わせ、十分考慮する必要があると思われるので、今後、研究してまいりたい。という答弁がありました。

**周東副議長** 桐生市は山間部が多い地域であり、高齢化が著しいので、このボランティア輸送特区は、すばらしい提案ですね。

**荒木議員** はい。自分の調査では、運賃が無償であれば、すぐにでも運行可能であるという事を、関東運輸局群馬運輸支局から、確認をしています。今後は、セダン型の一般車両でのボランティア輸送を行う、セダン型車両特区の認定もあるようですので、高齢者の足の確保と生きがい作りのため、積極的に取り組んでほしいと思いますし、これからも、ボランティア輸送特区の実現に向け、頑張っていきます。

**周東副議長** ボランティア輸送特区が実現すれば、人にやさしい住みやすいまち桐生として、人口減少対策にも繋がる政策だと思いますので、これからも頑張ってください。  
**荒木議員**、ありがとうございました。

〈一般質問：伏木康雄〉

**相沢議長** では、続いて、一般質問のコーナーの後半は、伏木議員、お願いします。

**伏木議員** 私が皆様に紹介したい一般質問は、平成24年第1回定例会1月議会で行いました「末期がんの在宅緩和ケアについて」です。

**相沢議長** このテーマを取り上げた、背景や考えを教えてください。

**伏木議員** はい。人間であれば、誰しもに訪れる人生の終わり。その人生の終わりをどのように迎えるのか。それを想う様に決めることができるというのは、やはり幸せなことであって、できる限り尊重されるべきだと考えています。しかし、末期がんの患者の皆さんにおかれては、居住される自治体の準備の有無によって、それが自由に決められたり、そうでなかったりします。桐生市においては、自由に決められる街であってほしい。そのように考え、このテーマにしました。

**相沢議長** 伏木議員は、末期がんの患者に対して、どのような支援が必要だと考えますか。

**伏木議員** はい。ご存知のとおり、がんを患った場合、その末期において、体中から壮絶な痛みが発生します。また、死期の近づきから、自らの死を恐れる精神的な苦しみも伴います。体中の痛みを緩和するための薬剤を投与したり、死への恐れを薄め、心に安らぎを与える精神的なケア、時には患者本人だけでなく、ご家族の方も含めたトータル的なケア、すなわち、末期がんにおける緩和ケアが必要ではないかと考えます。

**相沢議長** そうですね。痛みを和らげるための治療はもとより、残された時間をどう過ごすのか、患者本人だけでなく、家族の精神的なケアも必要ですね。

**伏木議員** はい。この末期がんにおける緩和ケアですが、大きく分けて二つの形態があります。一つは、病院へ入院した状態で行われる病棟でのケア、いわゆるホスピス。もう一つは、在宅で行われる在宅緩和ケアです。私が一般質問におきまして、桐生市の課題として取り上げたかったのが、この在宅での緩和ケアです。人間誰しも、人生を終える瞬間は、もっとも安らげる空間で迎えたいものです。自分の家で死にたい。だからこそ、在宅での緩和ケアを望む声は多い。しかし、在宅での看護においては、治療・看護・介護、その他、総合的な支援が必要となり、そのハードルが高いのも事実であります。

**相沢議長** そうですね。私も、人生の最後を迎える瞬間は、安らげる空間や場所が必要だと思います。それでは、まずどのような質問をされたのか、教えてください。

**伏木議員** はい。桐生地域の現況についてということで、在宅緩和ケアを行う医療システムが、桐生市にはあるのか。また、市内の福祉サービス事業者においては、在宅緩和ケアに対応できる状態にあるのか。そして、市民の皆様が在宅緩和ケアを望まれた場合に、相談できる場所があるのかについて、質問いたしました。

**相沢議長** どんな答弁が、返ってきましたか。

**伏木議員** はい。保健福祉部長からは、介護保険サービスの一つとして、訪問看護サービスなどがあり、この中で医療と連携し、利用者、介護者の相談や痛みを和らげることは行なっているが、緩和ケアを中心とした医療システム及び福祉サービス事業者はない。また、在宅緩和ケアの相談窓口については、介護保険の枠組み中での相談窓口として、地域包括支援センターなどがあるが、在宅緩和ケアということの窓口はない。という答弁がありました。

**相沢議長** 県内他市の状況は、どうなっていますか。

**伏木議員** はい。保健福祉部長からは、前橋市、太田市及び伊勢崎市は、行政としての総合的な対策は桐生市と同じく、特に在宅緩和ケアを中心とした体制は構築していない。なお、伊勢崎市民病院においては、緩和ケア病棟を有しており、訪問看護ステーションも行なっているので、病院の患者さんに対する、緩和ケアを中心とした体制整備は、進んでいると理解している。という答弁がありました。

**相沢議長** なるほど。県内のほとんどの市が、在宅緩和ケアの仕組みがないということですね。ちなみに、桐生市においては、桐生厚生総合病院が、がんの拠点病院にあたりますが、桐生厚生総合病院における在宅緩和ケアの状況や、他市の中核病院の状況は、どのようになっているのですか。

**伏木議員** はい。保健福祉部長からは、地域がん診療連携拠点病院として、厚生労働省より指定され、院内に緩和ケアチームを有しており、主に入院患者を対象として活動していたが、平成23年4月より、緩和ケア外来を毎週水曜日の午後開設して、がん患者の様々な苦痛を軽減するための対応を行なっている。また、他市の中核病院の状況は、伊勢崎市民病院以外では、公立富岡総合病院において、緩和ケア病床を有し、訪問看護ステーションを運営していることから、入院と在宅に対応した、総合的な緩和ケアを実施しているほか、前橋赤十字病院などの地域がん診療連携拠点病院に指定されている病院では、相談窓口が設置されている。高崎市においては、緩和ケアを専門とした診療所があり、周辺の病院や薬局などと連携を図っているようである。という答弁がありました。

**相沢議長** 桐生厚生総合病院は、在宅での緩和ケアは行なっていないが、他市では、在宅での緩和ケアの取り組みが始まっているということですね。

**伏木議員** はい。そこで、桐生厚生総合病院においても、在宅緩和ケアに力を入れてはどうかと提案いたしました。

**相沢議長** 提案の結果は、どうでしたか。

**伏木議員** はい。保健福祉部長からは、桐生厚生総合病院は、地域がん診療連携拠点病院に指定されていることから、緩和ケアは重要であると認識しているが、在宅での緩和ケアとなると、医師会や訪問看護ステーションなどとの、緊密な連携が必要であることから、関係機関から意見を頂く中で、検討していきたい。という答弁がありました。

**相沢議長** それでは次に、どんな質問を展開したのか教えてください。

**伏木議員** はい。先進事例として、山口市が旗振り役となり、山口在宅緩和ケア推進事業と銘打って、山口赤十字病院内に、在宅緩和ケア支援センターというものを設置しました。そこで桐生市

も、在宅緩和ケア 支援センターの開設を図るべきだと考え、具体的には、末期がん在宅緩和ケア 支援センターを桐生地域に設置できないか、質問いたしました。

**相沢議長** 県内のほとんどの市に、在宅緩和ケアの仕組みがないので、この提案は、素晴らしいですね。当局からの答弁は、どうでしたか。

**伏木議員** はい。保健福祉部長からは、国が平成 24 年度から、在宅医療介護推進プロジェクトの方針を打ち出した。その中に、在宅医療連携拠点事業があり、この事業は、在宅医療を提供する機関などを拠点として、病院や訪問看護ステーションなど、多くの職種の協働による在宅医療の支援体制を構築し、医療と介護が連携し、サポートすることで、病気を持ちながら在宅で、自分らしく過ごすことを可能にするものである。これは、末期がん在宅緩和ケア支援センターの機能も補えるものではないかと考えられる。この事業を行なうには、病院、訪問看護ステーション、医師会、介護事業者などとの連携が必要であるため、関係機関の意見を聞きながら、研究していきたいと考えている。という答弁がありました。

**相沢議長** 是非、安心して終末期を迎えることができる体制を、構築して欲しいですね。

**伏木議員** はい。がんは、国民病であります。日本人の死因の 3 割が、がんです。例えば、私と議長と副議長、確率で言えば、このうちの誰かは、がんで亡くなります。他人事ではないということです。だからこそ、自分を顧みて、地域でがんを患いながらも力強く生きている全ての方のために、できる限り早く実現できるよう、引き続き頑張ってください。

**相沢議長** 早く、在宅緩和ケアの仕組みが実現できるよう、引き続き頑張ってください。  
伏木議員、ありがとうございました。

〈市の PR、条例関係コーナー〉

**相沢議長** それでは最後のコーナー、第 4 部に入ります。第 4 部は、議会で議決した条例等について、説明を行う市の PR、条例関係のコーナーです。

**周東副議長** 本日リスナーの皆様にお伝えしますのは、第 2 回定例会 6 月議会で議決した議案の中から、取り上げたいと思います。

**相沢議長** それでは、最初に桐生市の人口減少対策の新たな事業としてスタートする、住宅取得応援事業を紹介したいと思います。この事業は、桐生市に定住しようとする人に、補助を行うことで転入促進、転出抑制を図るというものであります。

**周東副議長** それでは、私からその内容を紹介します。まず、この制度は、基本補助と加算補助で構成されており、その基本補助と加算補助を合計した額が補助額となりますが、住宅取得額の 10%が上限となります。まず基本補助は、住宅取得額の 3%で、50 万円を上限とします。次に、加算補助ですが、5 項目あります。その 1 番目は、夫婦ともに 49 歳以下の世帯加算が 20 万円です。但し、転入の場合は 40 万円です。2 番目は、子育て世帯加算として、中学生以下の子ども 1 人につき 10 万円、30 万円を上限とします。やはり、転入者の場合は倍額となり、1 人につき 20 万円、60 万円が上限となります。3 番目は、地域加算として指定された、旧市街地、新里北小通学区域、黒保根町に住宅を取得した場合は 30 万円。なお、この指定地域の詳細は、HP や市役所で確認して頂きたいと思います。4 番目が、市内業者施工加算が 10 万円。5 番目が、桐生市で行っている空き家・空き地バンクを利用した方は 10 万円。以上 5 項目になっています。

**相沢議長** はい、いま内容説明をして頂きましたが、補助金額の総額は、転入世帯の最高は 200 万円、市内転居世帯の最高は 150 万円になります。この事業の実施期間は、7 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までです。また、補助要件として、取得した住宅に住んでから 5 年以上定住すること。また、平成 26 年 4 月 1 日以降に住宅を建築、または、購入して取得した方を対象としています。桐生市在住の皆さん、また、インターネットを通じて聴いて頂いている全国のリスナーの皆さん、家を建てるなら桐生へ、是非お越し下さい。大歓迎します。

**周東副議長** また、以前放送で紹介させて頂いた、市内川内町 1 丁目に、桐生市土地開発公社が造

成分譲する、支援金付き宅地分譲が、7月14日より始まります。支援事業の内容は、3項目あります。1番目に、子育て支援として、中学生以下の子が居住する子育て世帯に、20万円を支給します。2番目に、市外からの転入者支援として、転入世帯に15万円を支給します。3番目が、建設奨励金として、群馬県産の木材を構造材として50%以上を使用して、桐生市内の建築業者に請け負わせ、市内の材木店から構造材を取得して、住宅を建築する人に対して、販売価格の5%を支給します。

**相沢議長** その川内町1丁目の宅地販売は、全6区画で、1区画が約85から86坪で、価格は1区画、約630万円から680万円とのことです。申込は、7月14日から7月31日までとなっています。これは、先ほどの住宅取得応援事業も利用できますから、市単独の補助だけで、最大約270万円の補助額になります。リスナーの皆さん、お徳感満載の宅地です。まずは、現地に行ってみてください。そして、購入して頂ければ幸いです。また、この情報を、家を建てようとしている皆さんに伝えて下さい。家を建てるなら、桐生です。よろしくお願いします。

**周東副議長** 住宅取得に関することはこれ位に致しまして、次に、議員提出議案について、紹介したいと思います。

**相沢議長** はい、今回、議員提出議案は3件ありました。1つは、国会議員の議員定数削減と衆議院小選挙区の選挙区割りの更なる見直しを求める意見書案、2つ目が、手話言語法制定を求める意見書案、3つ目が、脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書案でした。いずれも、出席議員全員の賛同を持って、可決致しました。

**周東副議長** 国会議員の議員定数と、選挙区割りの見直しは、平成17年の合併後、常に話題になっていたことであり、衆議院の選挙で、桐生市が1区と2区に分割されていることは、まちづくりには大きな影響があることは事実で、是非、早期に見直しをして頂きたいと思えます。

**相沢議長** そうですね、私もそう思います。また、手話言語法制定の意見書については、本会議場に、数多くの障がい者の皆さんが、傍聴に来て頂きました。議会としましても、桐生市議会で始めて、傍聴席に手話通訳の方の席を用意して、対応させて頂きました。議会や意見書の用語などに、通訳しづらい部分もあったようでしたが、何とか、お伝えすることが出来たようです。今後も、議会として、障がい者の皆様に対して、しっかりとしたサポート体制をとり、障がいのある方やない方も、同じように議会にお越し頂けるように、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した、環境整備に努めてまいりたいと思っています。

**周東副議長** また、脳脊髄液減少症の診断・治療の推進については、市内にも、この症状で苦しんでいる方が多くいるようです。国の対応が、要望通り進むように願っています。今議会に提出された意見書は3件ですが、いずれも、市民の皆さんからの強い要望があり、議会で取り上げさせて頂いた市民の声です。議員の責任において、今後も、各要望が実現するよう、議会として取り組んでまいりたいと思えます。

**相沢議長** はい、その通りです。市民の皆様からの声を大事にする議会として、今後も活動を展開してまいります。それでは、以上で、第4部、議会で議決した条例等について、説明を行う市のPR、条例関係のコーナーを終了します。